

入場料を徴収しない で利用する場合	午前8時30分から正午まで	5,400
	正午から午後5時まで	7,700
	午前8時30分から午後5時まで	10,700
	午後5時から午後9時まで	6,200
	超過時間（超過時間が1時間未満のときは1時間とし、超過時間に1時間未満の端数があるときは切り上げるものとする。）1時間につき	1,500

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

スポーツ課

長野県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成20年12月18日

長野県知事 村 井 仁

長野県条例第61号

長野県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例

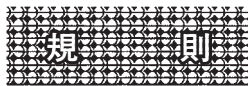
長野県警察の組織に関する条例（昭和29年長野県条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表の長野県飯田警察署の項中「、清内路村」を削る。

附 則

この条例は、平成21年3月31日から施行する。

警 務 課



特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成20年12月18日

長野県知事 村 井 仁

長野県規則第48号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年長野県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条」を「第8条」に改める。

第12条第1項中「第5条第1項」を「第6条第1項」に改める。

第15条第1項中「第6条第2号」を「第7条第2号」に改め、同条第2項中「第6条第5号」を「第7条第5号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

生活文化課NPO活動推進室

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成20年12月18日

長野県知事 村 井 仁

長野県規則第49号

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年長野県規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の5に次の1号を加える。

(5) 負傷、疾病又は老齡により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、子、父母、配偶者の父母及び職員と同居している次に掲げる者の介護（継続的に又は反復して行われるものに限る。）

ア 孫、祖父母及び兄弟姉妹

イ 職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者及び職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者

附 則

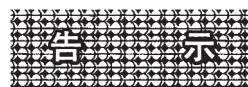
（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（次項において「新規則」という。）の規定は、平成20年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 新規則第2条の5第5号の規定は、平成20年4月1日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

職 員 課



長野県告示第661号

長野県消費者保護対策要綱（昭和51年長野県告示第330号）は、平成20年12月31日限り、廃止します。

平成20年12月18日

長野県知事 村 井 仁

生活文化課

長野県告示第662号

単位価格の表示に関する基準（昭和60年長野県告示第43号）は、平成20年12月31日限り、廃止します。

平成20年12月18日

長野県知事 村 井 仁

生活文化課